

産業建設常任委員会 記録

1 開会日時 令和8年6月19日（金）午前10時00分開会

2 開会場所 三次市役所本館6階604会議室

3 事 件

所管事務調査

- ・三次産ぶどう極みプロジェクトについて
- ・農畜産物の生産力強化事業（畜産）について
- ・内水被害対策事業について

4 出席委員 穴戸稔、月橋寿文、伊藤芳則、重信好範、藤岡一弘、國重清隆、片岡宏文

5 欠席委員 なし

6 説明のため出席した職員

【産業振興部】児玉産業振興部長、松本農政課長、植岡農林振興係長、高橋地域資源活用係長

【建設部】濱口建設部長、行政土木課長、賀谷土木技術担当課長、熊谷都市建築課長、高尾建設係長

7 議 事

午前10時00分 開会

○穴戸委員長 皆さん、おはようございます。それでは定刻となりましたので、これより産業建設常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名です。定足数に達していますので、委員会は成立しております。

なお、本日は付託案件の審査がないため、所管事務調査のみを執り行います。本日の委員会審査日程について申し上げます。審査日程は既にお示ししています。委員会審査次第のとおり、三次産ぶどう極みプロジェクトについて、農畜産物の生産力強化事業について、内水被害対策事業についての調査3件であります。

それではこれより所管事務調査を行います。

まず、三次産ぶどう極みプロジェクトについての調査を行います。産業振興部の説明を求めます。児玉産業振興部長。

○児玉産業振興部長 皆さん、おはようございます。

それでは、今年度、産業振興部農政課で新たに取り組みます「三次産ぶどう極みプロジェクト」についてご説明いたします。

資料をご覧いただきたいと思います。

まず一つ目の事業の目的についてご説明いたします。本事業では、本市のぶどう産地としての強みである生産組合による生産基盤体制や新規就農者を含む個人生産者の増加、また、世界的にも高く評価されている二つのワイナリーの存在などを最大限に生かし、生食用ぶどうの所得向上と、ワイン専用種や規格外果実などの有効活用による加工ワイン分野との有機的な連携により、産地全体の収益性の底上げを目指していきたいと考えています。

その実現のため、既存の担い手に加え、市内外から新たな担い手や醸造家などを呼び込み、産地

として集積させることで、産地力の最大化を図り、ぶどうを核とした周遊や商品につなげ、農業と観光の両面から地域経済の好循環を創出していきたいと考えています。

2番のプロジェクトの実施背景と現状についてご説明いたします。

生産販売基盤として、本市には三次ピオーネ生産組合や三良坂ピオーネ生産組合などの生産販売基盤がある一方で、市場出荷においては、価格変動等の影響を受けやすい構造にあります。このため、さらなるブランド化や飲食・観光と結びついた販路の確立が必要となっています。

加工醸造支援では、市街地エリアを中心に三次ワイナリーやトレッタみよしが核となり、農と消費者をつなぐ拠点が形成されているほか、世界的にも評価されているワイナリーがあり、ワインの産地化の土台となる豊かな資源を有している現状があります。

担い手の動向では、地域おこし協力隊制度の活用により、ぶどうの新規就農者は年間1名から2名程度増加しているものの、既存生産者の多くは既に販路が確立されており、人的・面的にこれ以上の生産拡大が難しく、関西、関東方面からの需要に応じ切れていない状況があります。

産地拡大の課題では、就農者を増やすことに加え、園地の確保や技術の習得、販路への接続、さらには、加工分野なども踏まえた一体的、総合的な整備をする必要があります。

観光・関連制度面では、ワインは観光分野との親和性が高く、観光価値を持つ一方で、拡大には原料や販路の確保が必要であることから、今後は、いわゆるワイン特区の取得など、制度面での環境整備も求められています。

こうした現状や課題に対して、令和8年度の取り組みについてご説明いたします。

まず、(1) 市場調査研究については、予算措置として、今年度委託料220万円を計上しております。ぶどう生産やワインの市場動向の把握も含めた調査研究を進めるに当たり、業界に精通した専門的な見地があり、かつ、自治体との連携やコンサルタント業務での実績が豊富な業者との連携を視野に、現在、委託先の検討を進めているところです。本委託により、次年度以降の実行計画案の取りまとめ、産地形成に向けたロードマップの作成及び構造改革特区などの認証に向けた整理を行う予定です。

二つ目の先進地視察の実施につきましては、今年度、50万円の予算を計上させていただき、他自治体がぶどうやワインの産地形成を先進的に進めた経緯や体制、官民の役割分担及びワインツーリズム等の地域への波及効果を調査します。想定の見察地としましては、山梨県や長野県などを予定しておりますが、今後、委託業者と調整し決定していきたいと考えております。

三つ目の既存担い手への聞き取り調査については、市内の既存ぶどう生産農家や、ワイナリーなどに対してアンケートやヒアリングを実施し、生産出荷体制の現状、具体的には、販路、売上額、生産出荷における課題などを把握します。あわせて観光連携に向けた可能性調査を行う考えです。

最後に4番目の今後のスケジュールについてです。

今年度のスケジュールですが、令和8年7月上旬に業務委託契約を締結し、8月から11月にかけて、先進地視察の実施、また既存担い手の聞き取り調査を並行して進めていき、令和9年3月までに調査報告の取りまとめを行う計画としています。

本プロジェクトを通じて、本市の強みであるぶどうの生産基盤と、ワイナリー資源を最大限に生

かし、生食用ぶどうの所得向上と加工ワイン分野との連携による、産地全体の収益性の底上げ、さらには農業と観光の両面から、地域経済の好循環の創出を目指してまいります。

以上で、三次産ぶどう極みプロジェクトについての説明とさせていただきます。

○宍戸委員長 はい、ありがとうございました。それでは質疑をお願いいたします。國重委員。

○國重委員 おはようございます。私のほうから2点ほどお伺いしたいと思います。

今、部長のほうからご説明もありましたが、担い手の育成ということで、この担い手の育成というのはどのような方法で行うのか、もう一度具体的に教えていただきたいと思います。

それともう1点ですが、新規の農業者についてですが、「新たに」というのはどの範囲を指しているのか、具体的に教えていただきたいと思います。

○宍戸委員長 はい。松本農政課長。

○松本農政課長 はい。ぶどうの生産につきましては、これまで過去10年で言えば10名の方が認定新規就農者として就農いただいています。そのうち5名の方が、JAアグリ三次を活用いただいて、研修生として卒業されて就農されています。

引き続き、今のやり方を継承させていただき、確実に研修を2年積んでいただいて、県事業や市の補助を活用しながら整備を進めて就農していただいている状況です。こういった取り組みはかなり定着につながっておりますし、これまで研修生でやめられた方もいませんので、引き続き、新規就農者等の育成は進めていきたいと考えています。

また、新たな担い手としては、新規就農者に限らず、ぶどうを作りたい方は年齢関係なくおられると思いますので、そういった方もしっかり受け入れていきたいと考えています。例えば個人だけではなく、最近では企業からの引き合いもかなり来ていますので、農地をマッチングさせて企業参入でぶどうの生産をしていただくというのも一つの担い手の位置付けになろうかと思います。そういったところをしっかりと並行して進めていきたいと考えています。

○宍戸委員長 よろしいですか。はい、そのほかございますか。片岡委員。

○片岡委員 はい、ご説明ありがとうございます。今回このプロジェクトに270万円の予算が付いていますが、今回は市場調査と視察ということでこの予算であると思います。今回、「メーカーのブランド力を高める」という言葉がありましたが、そのブランド力というのは、今ある三次の代表的なピオーネなどを高めていくのか、それともそれに代わるような新しいぶどうも視野に入れているのか、その辺りについてお伺いしたいです。

○宍戸委員長 松本農政課長。

○松本農政課長 はい。ぶどうにつきましては、ブランドとしては三次ピオーネが一定のブランドを確立していますし、三良坂ピオーネもそうです。また、上井田の生産組合も組合として大きな役割を担っています。これらの大きな組合以外にもぶどうの生産組合が二つあり、それぞれ部会を持っています。

既存の三次ピオーネという一つのブランドはありますが、今回考えているのは、三次市全体のぶどうのブランド力を底上げしていくというものです。したがって、三次ピオーネだけではなく、新たな担い手や新規就農者の方々が育てるぶどうも含め、三次市全体のぶどうの価値を高めていくと

いう考えで進めていきたいと思っています。

○宍戸委員長 よろしいですか。はい、そのほかございますか。重信委員。

○重信委員 はい。ぶどうといえば、やはり山梨県の甲州地方がすぐ思い浮かびますが、本市においても三次ピオーネということで「黒い真珠」としてブランド化しつつあります。先ほど部長の説明を聞いていて、ブランド化と販路拡大が課題であると感じました。

そこで、三次ワイナリーさんとの連携を含め、6次産業化の推進を考えておられるのか、また地域経済に波及する効果などについて伺いいたします。

○宍戸委員長 はい。松本農政課長。

○松本農政課長 先ほど申し上げましたように、新規就農者については毎年1名から2名程度増加しており、50アールから70アールの規模で栽培されています。うまくいけば毎年1億円強の収益が増えてきている状況です。

今後は、新規就農者を増やすことに加え、ワイン用ぶどうの生産を進めることで、6次産業化を推進していきたいと考えています。現在の法律ではワイン特区を取得しないと一定量以上のワインを作ることが難しい状況ですが、これを解決するために市場調査やニーズ調査を行い、ワイン特区の取得を目指しています。

また、ぶどうの町としての三次市の強みを生かし、全国的に認知されるようPRを強化していきたいと考えています。これにより、ぶどうの生産、加工、販売を一体化させ、観光資源としても活用することで、地域経済への波及効果を高めたいと思っています。

○宍戸委員長 よろしいですか。そのほかございますか。藤岡委員。

○藤岡委員 はい。説明ありがとうございました。3点質問をさせていただきます。

ただいま説明いただきましたように、このぶどう極みプロジェクトの最大目標は収益性の向上であると。そのためにはブランド化や生産力の最大化を目指していくというところで理解をさせていただきました。

先ほど紹介いただいた収益性の向上について考えると、やはり売上げに対する視点と資本に対する視点が重要であるかと思います。この資本に対する視点で1点質問させていただくのですが、より多くの生産者またはそのための農地が必要ではないかと思います。あくまでも今年度は調査委託も含めて視察も含めて調査というところが主な270万円の使い道ではありますが、市の今後の方向性として、ピオーネ生産団地など、ぶどうの農地を増やしていくという考えがあるのか教えていただければと思います。

また、2点目ですが、先ほど説明の中でワイン特区という言葉が出てまいりました。これまでも聞いてきた内容ではありますが、ワイン特区になると最低でもつくらないといけないワインの量が年間6キロリットルから2キロリットルに緩和されるなど、新しいワイナリーさんも参入しやすくなるという内容だったと思います。その中で本市がワイン特区に指定される条件は整ってきているのか、見通しを教えていただければと思います。

そして最後、3点目ですが、ワイン特区に本市が指定されることは新規ワイナリーの参入を促すきっかけになり、三次がぶどうやワインのまちとしてブランド力が向上するきっかけになると思い

ます。一方で、一般社団法人日本ワインブドウ栽培協会さんのホームページを見ると、国内ではワイナリーの件数が約540件となり、10年前より倍に増えていると、いわゆる過当競争が激化している状況です。今後、三次市内でもワイナリーが増えた結果、既存のワイナリーの収益性が下がったり、経営が続けられない状況に陥る可能性があると思います。それに対する見解があれば教えていただければと思います。以上3点です。

○宍戸委員長 はい。松本農政課長。

○松本農政課長 はい。まず1点目の今後の農地の関係につきましては、今年度から農業委員会と連携して農地のリスト化を進めるようにしております。これはぶどうだけではなく、新規就農者が来たときの農地の確保や、企業参入の話も含めて進めているものです。ぶどうの面についても、このリスト化を行い、遊休農地が出そうなところを把握した上で、市で整備が必要な場合には計画を立てて活用していきたいと考えています。

また、今年度から県、JA、市で果樹・園芸チームを立ち上げました。この中でぶどうが振興作物に指定されていますので、このチームの中でぶどう農家さんへのヒアリングを行い、課題を抽出した上で進めていきたいと考えています。現在53戸の生産者がおられますが、年齢構成を見ると60歳から70歳の方が10名、70歳から80歳の方が25名おられる状況です。若い方が参入することでぶどうの生産量は右肩上がりが増えていますが、5年先、10年先には後継者がいない園地が増える可能性があります。これを早くリスト化し、園地を引き継いでもらう仕組みを作っていきたいと考えています。

二つ目のワイン特区についてですが、今年度の調査を通じて条件や手法を検討していきたいと考えています。これまで市長が就任された際にワイン特区を取得するという話がありましたので、再度検証し、ワイン特区取得の手続きを進めていければと思います。

三つ目のワイナリーの競争についてですが、現在市内にはヴィノーブルヴィンヤードさんと三次ワイナリーがあります。これらは世界的に評価されており、日本でもトップクラスのワイナリーと認識しています。全国的には540件のワイナリーがあり、その中で淘汰が進んでいる状況もあります。三次市としては、純国産のぶどうを用いたワインを作るという差別化を図り、競争力を維持していきたいと考えています。

また、新規参入者については醸造技術の研修体制を整え、専門家を招いて育成を行うなど、品質の高いワインを作れるようサポートしていきたいと考えています。

○宍戸委員長 よろしいですか。そのほかございますか。藤岡委員。

○藤岡委員 はい。産業振興部の皆さんがしっかりそこまで考えられているということを聞かせていただき、安心しました。ただ、競争が激化する中で収益性が下がる可能性があるという懸念もあります。国税庁のデータによると、国内ワイナリーの半数近くが営業利益50万円以下という状況で、供給過剰の中で経営が厳しいところもあるのだらうと思います。そういった視点も持ちながら、今後ワイン特区も含めて検討していただければと思います。

また、農地拡大についてですが、リスト化による新たな可能性の検討は理解しました。ただ、三次市が進めている薬用作物事業との優先順位についてはどう考えているのか教えていただければと

思います。

○宍戸委員長 松本農政課長。

○松本農政課長 はい。薬用作物につきましてはヒロハセネガやカノコソウを栽培しており、現在5年目から6年目を迎えています。生産が軌道に乗り始めており、毎年倍以上の面積が増えています。この農地については契約している医薬品メーカーの需要に応えることを目標としており、あと4年以内には本契約に結び付けて一定の所得を上げられる体制に持っていきたいと考えています。

ぶどうについては、最低でも50アール以上の規模が必要であり、離農が増える中で空き園地を活用する計画を進めています。薬用作物とぶどうについては、それぞれ分けて考え、地域計画とも連動させながら農地の活用を図っていききたいと考えています。

○宍戸委員長 はい。そのほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○宍戸委員長 ほかに質疑がないようです。

それでは、続いて農畜産物の生産力強化事業（畜産）について調査を行います。産業振興部の説明を求めます。児玉産業振興部長。

○児玉産業振興部長 それでは続きまして、本市の農畜産物の生産力強化事業、畜産についてご説明申し上げます。

まず、酪農の現状課題、また支援について説明をさせていただきます。資料は第3期三次市農業振興プランの30ページをご覧ください。

このページは、基本施策であります地域の特性を生かした農畜産物の生産振興のうち、酪農の経営基盤の安定強化について記載したページでございます。

背景、課題の部分ですが、酪農家は廃業する農家がある一方で、一部農家の増頭が進み、飼養頭数は横ばいで推移しております。また、近年、乳価は上昇しておりますが、飼料価格の高止まりや夏場の高温による乳量低下、受胎率の低下などにより、経営環境は厳しさを増しているところでございます。

本市ではこれまで県内の生乳生産地として、酪農地域基盤の安定強化を図るため、優良牛群の形成に向けた補助事業等による支援を行っておりますが、新たな経営課題等の解決に向けては、この第3期農業振興プランに基づき、酪農経営の安定化や効率化、牛乳の消費拡大、新規就農者等の育成確保の仕組みづくりや、自給飼料の生産拡大などについて、広島県酪農業協同組合や県の畜産事務所などと連携し、取組を推進していきます。

本市の具体的な支援の内容について説明をさせていただきます。

資料二つ目の令和8年度農林畜産業の補助事業をご覧くださいと思います。こちらの補助事業の12ページから13ページに、酪農に対する補助事業を記載しております。

それでは、12ページの乳用牛改良増進事業につきましては、生産性の高い酪農経営を確立することを目的として、酪農家の乳用牛の導入、保留及びゲノム検査に対する支援で、優秀乳用牛の購入代、ゲノム検査代、優秀乳用牛保留の飼養管理代に対する補助金です。

続いて13ページの酪農ヘルパー利用助成事業につきましては、酪農経営の年中無休状態を解消

し、安定的でゆとりある酪農経営の確立を図ることを目的として、酪農ヘルパー利用料に対する支援を行っております。搾乳作業や給餌及び購入作業、牛舎内の除ふん作業、そのほか飼養管理に付帯する業務に対する補助金です。それぞれの補助事業の具体的な内容、要件につきましては記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

続きまして、肉用牛の飼養及び肥育の現状や課題、支援について説明をさせていただきます。

申し訳ありませんが、資料は最初の振興プランの29ページをご覧ください。

こちらは、肉用牛需要とともに、枝肉価格が低迷していることに加え、資材・飼料価格の高騰による経営環境の悪化や高齢化などを背景に、繁殖農家及び飼養頭数は減少しておりますが、このような要因から子牛の市場価格は、この5月平均で84万9,328円と全国的に高騰しており、所得の向上につながっています。一方で、肥育農家は現在市内には3戸の農家によって維持されておりますが、子牛価格や飼料価格などの生産コスト上昇により、経営は厳しい状況です。

本市ではこれまで、規模拡大を目指す担い手を中心に、牛舎の新築や増築、繁殖牛増頭などの取組への支援を行っていますが、新たな経営課題等の解決に向けては、第3期農業振興プランに基づき、和牛経営の安定や効率化、新規就農者などの育成確保の仕組みづくり、三次和牛の安定供給や認知度向上など、市やJA、県畜産事務所などで組織する三次和牛チーム、三次和牛改良組合と連携し、取組を推進していきます。

具体的な支援について説明をさせていただきます。

資料を先ほどの農林畜産業の補助事業に戻っていただき、13ページから16ページをご覧くださいと思います。ここに肉用牛の飼養及び肥育に対する市の補助事業を記載しております。

13ページの優良和牛導入支援事業につきましては、本市和牛肥育農家の経営安定及び優良素牛の改良促進による育種価の高い優秀な三次市生まれ三次育ち和牛のブランド化を図ることを目的に、和牛肥育農家に対する支援で、三次産和牛素牛の購入に対する補助金です。

14ページの肉用牛ヘルパー利用助成事業につきましては、肉用牛経営の年中無休状態を解消し、安定的でゆとりある肉用牛経営の確立を図るとともに、畜産振興に資することを目的に、肉用牛飼養農家のヘルパー利用料に対する支援で、日常的飼養管理、市場出荷の代行業務、そのほか飼養管理に付帯する業務に対する補助金です。

15ページの繁殖和牛飼養環境整備支援事業につきましては、肉用牛繁殖農家の高齢化や労働力不足などに伴う戸数減少に対処し、本市における持続可能な畜産経営の実現に資することを目的に、経営規模拡大を行う肉用牛繁殖農家に対する支援で、牛舎の新築または増築、堆肥舎の新築、放牧牛導入またはICT機器導入などに対する補助金です。

16ページの繁殖和牛改良増進事業につきましては、生産性の高い畜産経営を確立するため、育種価の高い優秀な三次和牛のブランド化を目的に、優秀な三次和牛のブランド化の構築及び生産性の高い畜産経営を目指す肉用牛飼養農家及び酪農家に対する支援で、優秀繁殖雌牛の購入代、優秀受精卵移植の受精卵代及び移植技術料、優秀繁殖雌牛保留の飼養管理代、保留事業対象牛のゲノム検査や育種価検査代に対する補助金です。それぞれの補助事業の具体的な内容や要件等については、資料に記載のとおりとなります。

このほか、畜産共通の支援としまして、11ページに堆肥購入促進事業を実施しております。こちらにつきましては、耕畜連携による資源循環型農業の推進を目的に、出荷される水稻やWCS用稲、野菜等を生産されている農家に対する支援で、農地へ施用する堆肥の購入経費に対する補助金です。

また、大規模な牛舎などの整備改修や機械装置などの導入への支援については、国の補助を活用した畜産クラスター事業により支援を行っているところでございます。

以上で、本市の農畜産物の生産力強化事業、畜産についての説明とさせていただきます。

○宍戸委員長 はい。ありがとうございました。それではこれより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。重信委員。

○重信委員 はい。説明ありがとうございました。何点かご質問してまいります。

説明の中にもありましたが、やはり飼料高騰により、農家さん、酪農家さんは大変困っておられる状況で、本市独自の補助も大変ありがたいと聞いております。上乘せ支援の今後について、また自給飼料として、牧草や稲わらを工夫して牛に与えておられる生産者もおられましたので、そのあたりについて伺います。

一番心配しておられるのは、やはり365日休みがないということで、若い後継者不足が危惧されるということです。今後の強化策をどのように考えておられるか、お聞きいたします。

もう一つ、牛乳のことですが、学校給食にも牛乳が入っておりますが、給食がない日が約180日あります。やはり牛乳の飲める環境づくりや、市民への普及について、本市として考えがあれば伺いいたします。以上です。

○宍戸委員長 はい、2点ですね。松本農政課長。

○松本農政課長 はい。先ほどおっしゃっていただいた酪農と和牛も一緒という考え方でよろしいですかね。ご承知のとおり、先ほど部長の説明もありましたとおり、やはり農家数は大きく減少しております。ちなみに、酪農のほうで言えば、平成25年は27戸ありましたが、現在17戸まで減少しております。頭数は現在1,044頭、平成25年が897頭と、逆に増えております。これは、大規模に経営されているところが頭数を増やしておられ、小規模なところが減らされたり、やめられたりしているためです。大規模経営については頭数を増やされているので、酪農のほうについては、頭数自体は減っておりません。

和牛のほうにつきましては、平成25年が125戸ありましたが、現在53戸ですので、72戸減少しております。この対策につきましては、まず分けて考えないといけないのですが、酪農のほうにつきましては、広酪さんと連携を図りながら、後継者育成という点では、例えば庄原実業高校や広島県立農業技術大学の畜産科がありますので、そういったところの学生さんへ、三次での就農をしっかりとPRしていきたいと思っています。

ただ一つ大きな問題が、新たに牛舎を建てて機械設備を整えるとなると、新規就農者にとっては非常にハードルが高いということです。特に乳牛のほうは高いです。酪農については平均年齢が50歳で、他の農業分野に比べるとかなり若い状況です。その中でも後継者として、息子さんなど20代の方が従業員と一緒に経営されているところもありますので、今のところでは、酪農

のほうについては、廃業や後継者不足という点では、ほかの分野に比べればまだよい状況だと考えています。

ただ、その中でも高齢になられている農家さんで後継者がいない方もおられますので、そういったところについては、先ほどのぶどうの考え方と一緒に、空いた牛舎へ入っていただくなど、マッチングをうまく進めていきたいと考えています。また、研修体制ができていませんので、酪農については広酪さんと連携して、現在大規模に経営されている農家さんのもとで研修できるような仕組みづくりを進めていきたいと考えています。

次に和牛についてですが、酪農と違って小規模経営の方が非常に多く、例えば家の横に牛舎を設けられている方で、2頭、3頭しか飼っておられないような場合もあります。そういった方の廃業が進んでいるという状況です。したがって、酪農のように、やめられた牛舎へ新規就農者を入れるという仕組みが使いにくく、非常に課題を抱えています。

今、和牛価格は高騰しておりますので、就農という面ではチャンスとも言えますが、やはり365日管理しなければならないという課題があります。動物を育てることに愛着を持って取り組める方でないと非常に難しい面があります。そのため、県立農業技術大学校や庄原実業高校、あるいは全農さんが三次市上田町で200頭ぐらい牛を飼っておられますので、そういったところへ研修に行っていただく仕組みも含めて、チーム広島牛の中で新規就農者の育成や研修体制の強化をしていきたいと考えています。

もう1点、肥育農家さんが現在3戸しかありません。そのうち1戸は80代に近い状況で、今後は実質2戸になる可能性もあります。肥育農家さんは繁殖農家さんに比べてさらに、乳牛と同じように設備投資のハードルが高く、なかなか育成が難しい課題を抱えています。これについても、チーム広島牛の中で今後どのような仕組みづくりがよいのか、農業振興プランに基づいて進めていきたいと考えています。

牛乳につきましては、三次市も広酪さんと連携したスマイルプロジェクトに令和5年から加入させていただいており、全国のネットワークの取り組みの中でいろいろな情報をいただいています。また、牛乳月間ということで、今回の広報にも毎年掲載させていただいております。さらに、市の会議等での牛乳の消費についても、市の情報ポータルなどを通じて積極的に使いましょうと周知しており、農政課でも何回か使わせていただいています。

また、広酪さんに相談したところ、議会で使われる場合でも、注文があれば200ミリリットル75円で配達ができるとのことでした。数日前にご注文いただければ届けていただけるということですので、我々もそうですし、議会のほうでもご活用いただければと思います。三次市には牛乳で乾杯条例はありませんが、個人的にも牛乳の消費を拡大していきたいと思っています。個人消費を増やす取組もしっかりPRしていき、三次の地産地消を図っていききたいと考えています。

○宍戸委員長 重信委員。

○重信委員 はい。奇しくも今月は牛乳月間ということで、広酪さんが乳製品と牛乳のPRのため、先般、現地のほうへ行っておられ、報告やお願いに行っておられたような状況を聞きました。

やはり経営者さんに聞きますと、私の地元においても外国人労働者を職員として雇っておられる

ところもありまして、問題なのは言葉と、また研修が難しいのだということでした。これから夏場を迎えて、電気代なども心配しておられた状況ですが、そのあたりはどのように考えておられるか、最後にお伺いします。

○宍戸委員長 はい。松本農政課長。

○松本農政課長 はい。酪農の一番の問題としては、やはり365日働かなくてはいけないということで、市のほうも先ほど説明の中にありましたように、ヘルパー助成をおおむね半額程度させていただいております。ただ、なぜか今年度、令和7年度はヘルパーの利用が減ってきている状況です。これについて内部でも確認したのですが、広酪さんにも問い合わせたところ、やはり飼料高騰やさまざまな物価上昇の影響で、どうしても人件費の部分まで手が回らず、ヘルパーを頼めないような状況になっている農家さんが増えているということでした。やはりかなり厳しい状況であると認識しております。

その中で、これまで緊急経済対策を活用させていただき、3回、独自に飼料の上乗せや、1頭当たりの補助を行ってきました。令和8年度はそれを行っておりませんが、これにつきましては商工観光課の中小企業支援の中でも、電気代高騰等への支援が現在募集されておりますので、そういった制度について、まだ利用されていない酪農家さんや畜産農家さんへしっかり周知し、支援を受けていただけるよう進めていきたいと考えております。

○宍戸委員長 よろしいですか。そのほかございますか。片岡委員。

○片岡委員 はい。ご説明ありがとうございます。先ほど酪農の件についていろいろ答えていた中で、酪農をされている件数は10件というような答えがあったので、それでよかったのかという点と、酪農ヘルパーの助成が減っているという中で、酪農におけるスマート農業の導入などのメニューがあるのではないかと思います。その辺りを詳しく教えていただければと思います。

○宍戸委員長 松本農政課長。

○松本農政課長 すみません。今、酪農家さんは17戸でして、先ほどは言い方が悪くて申し訳ありませんでした。平成25年に27戸あり、そこから10戸減少して現在17戸ということです。

この中で、スマート農業につきましては、牛については分娩監視システムや発情発見システムなどを補助メニューを活用して導入されており、現在、大型農家さんを中心に使われている状況です。ただ、酪農のほうにはスマート農業推進のシステムとして十分に位置付けられていない部分もありますので、これにつきましては内部でも協議しているところです。今後、ニーズを確認させていただき、乳牛のほうでも発情の兆候を把握するシステムなどが必要であるかを確認した上で、要望がありましたら来年度の予算に計上させていただきたいと考えております。

○宍戸委員長 はい。片岡委員。

○片岡委員 はい。先ほど話を聞いていると、酪農家さんは平均年齢が低く、50歳くらいで若い方がされているということでした。ヘルパー利用も減っているとのことですが、年中無休状態なので、しっかり休みが取れるような対策もしていただきたいと思います。意見です。

○宍戸委員長 はい。そのほかございますか。ほかに質疑がないようであります。

それでは以上で産業振興部の所管事務調査を終了いたします。

ここで休憩を入れます。再開は11時10分といたします。

(休憩)

○宍戸委員長 はい。休憩前に引き続き委員会を再開いたします。続いて、内水被害対策事業についての調査を行います。建設部の説明を求めます。濱口建設部長。

○濱口建設部長 それでは、畠敷・願万地地区における排水・氾濫対策についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

本市の中心部は、江の川、西城川、馬洗川の同規模の3河川が合流する地形となっていて、県内流域に降る雨の多くが集まるため、過去から大きな災害が発生しています。昭和47年の壊滅的な豪雨災害以降、国土交通省による築堤工事などの治水事業が行われ、近年発生した平成30年豪雨や令和2年豪雨においても、破堤などは免れましたが、一方で内水により、多くの箇所で家屋などの床上・床下浸水が発生しました。特に畠敷・願万地地区は内水により大きな被害がもたらされました。

2ページをご覧ください。

平成30年7月豪雨で大きな被害を受けた畠敷・願万地地区は赤丸の地域であり、地図上で示しているように広範囲で浸水が発生しました。写真は、市民ホールきりり屋上からの写真で、この写真からも広範囲にわたって浸水している状況がお分かりいただけると思います。

3ページをご覧ください。

この平成30年7月豪雨に伴う内水被害を踏まえて、畠敷・願万地地区内水対策検討会を設置し、整備目標及び排水対策の内容を決定しています。平成30年7月豪雨は30年に1度程度の降雨であったため、この降雨に対して床上浸水の解消を図ることを目的として、国・県・市が連携し、事業を実施してきました。

4ページをご覧ください。まず、浸水要因ですが、河川側の水位上昇により支川の水が河川側へ流出しにくい状況となり、用水路などを伝って地盤の低い下流へ流れ、浸水範囲が拡大したことが分かっています。特に、大谷川から河川側へ流出しにくい状況となり、支川から越流し用水路へ流れ込み、低い土地へ流れ、浸水被害が拡大しました。その結果、地区内では床上浸水家屋82戸、床下浸水家屋145戸という大きな被害となりました。

5ページをご覧ください。この浸水要因を踏まえ、平成30年7月豪雨と同様の降雨に対して、家屋の床上浸水の防止を図ることを目標として、国・県・市が連携して排水対策事業を推進し、本市では、畠敷・願万地地区に約2万7,000立方メートル規模の雨水貯留施設の整備や、ソフト対策として土地利用規制を目的とした土地利用条例の制定を行っています。

6ページをご覧ください。

ハード対策として実施しました雨水貯留施設については、豪雨の際に2か所合計で約2万7,000立方メートルの雨水を一時的に貯めることができる施設を整備し、きりり東側に設置した五龍川貯留施設は、令和4年8月に完成しました。

貯留施設への雨水は準用河川五龍川から流入します。本池が掘り込み式であり、排水先の権現川

よりも底高が低いため、自然流下方式では排水ができないため、ポンプによる強制排水方式としています。排水管路は、上原・願万地線を経由して、市民ホールきりり敷地内にある既設の雨水排水路を通じ、一級河川権現川へ排水するよう整備しています。

この雨水貯留施設は、平時は水がたまっていないため、普段はバスケットボールなどができる公園的な利用や、市民ホールきりりの臨時駐車場としての利用など、多目的に利用することとしています。五龍川貯留施設にあるバスケットゴールは、Bリーグ所属のプロバスケットボールチームである広島ドラゴンフライズ様から寄贈いただき、完成式を行いました。また、市民の皆様に親しまれ愛される施設となるよう、愛称募集も行い、「キリリパーク」に決まりました。

2か所目の権現川貯留施設は、計画貯留容量が2万300立方メートル、計画貯留水深は2.5メートルで、令和7年3月に完成しました。

本施設は権現川の最下流部に位置し、流入・流出先も一級河川権現川の最下流部です。排水先は河床が低いため自然流下としており、排水工部分には河川からの逆流を防ぎ、かつ、貯留施設側の水位が高いときには自然排水するよう、フラップゲートを整備しています。

雨水貯留施設整備に当たっては、緊急自然災害防止対策事業債を活用しています。

7ページをご覧ください。次に、ソフト対策である土地利用条例ですが、令和3年10月から施行した三次市住宅の浸水対策に関する土地利用条例による土地利用規制では、床上浸水防止のため、対象区域内における建築行為に対して、居室の床面高さを基準の高さ以上となるよう制限を設けるとともに、1,000平方メートル以上の開発行為に対して、浸透枳や雨水貯留タンクなどの雨水流出抑制施設の設置を求めることとしています。

8ページをご覧ください。国・県・市の整備概要について記載しています。令和7年3月の権現川貯留施設完成をもって、畠敷・願万地地区の排水対策事業を完了しています。本市における事業費は約14億75万5,000円です。

9ページをご覧ください。写真は、平成30年7月豪雨時の市民ホール周辺の状況です。

以上で、畠敷・願万地地区における排水氾濫対策に係る説明とさせていただきます。

○宍戸委員長 畠敷・願万地地区だけの説明ですが、市全域の排水対策のことは、また質疑があれば説明できますか。

○濱口建設部長 はい。建設部のほうで整備をいたしましたのが畠敷・願万地地区の貯留施設の整備と、国と県と連携させていただいた整備の説明でございます。基本的に、流域治水の整備、国と県と連携して行うような事業については建設部の所管であり、その意味で願万地地区の説明をさせていただきましたが、危機管理に係る部分もございますので、それについては所管外ということで、今回はこの施設整備について説明をさせていただいております。

○宍戸委員長 はい。それでは、内水被害対策事業についての説明が終わりました。質疑のある方は挙手願います。片岡委員。

○片岡委員 はい。ご説明ありがとうございます。今回、資料の中で浸水の要因の検証をされているようですが、私の体感では、畠敷のポンプがあるところが一番低いのではないかと認識しておりました。そこに水がたまっただけ流れていったという認識だったのですが、資料では低いほうに

流れていった、つまり願万地のほうに流れていったというような検証をされているようです。実際、この中で一番高低差のある低いところはどこなのか、その辺りの検証はされているのでしょうか。

○宍戸委員長 行政土木課長。

○行政土木課長 はい。検証に当たって、土地の高さなどを調査した結果、畠敷の排水機場より下流部、最下流部のほうが一番低いということが分かっております。したがって、水路を通じて、畠敷のセンターのほうからも水が流れ込んだという状況でございます。

○片岡委員 畠敷のほうが高くて、願万地が低いから流れていったということですね。畠敷がいつも浸かっていたイメージがあるので、なぜ先に畠敷のほうが浸かったのか、その辺りが少し分かりにくいのですが。普通なら低いほうの願万地が先に浸かるはずなのに、なぜいつも畠敷のほうが浸かるのか、その辺りについて教えてください。

○宍戸委員長 行政土木課長。

○行政土木課長 はい。畠敷のほうは、大谷川、恵木谷川、岩屋寺谷川が合流し、その先で馬洗川へ流れていくようになっておりますが、その際、馬洗川の水位が高くなり、水がはけなかったことによって内水がたまりました。そのたまった水が、さらに低い願万地地区のほうへ用水路を伝って流れ込み、結果的に願万地地区で浸水したということです。高いところ、低いところはありますが、本地区で一番低いところは願万地地区ということになります。

○片岡委員 そうしますと、今回、願万地に大きい貯留施設ができたということで、畠敷のほうの負荷も減って内水対策になるという認識でよいのですか。

○宍戸委員長 行政土木課長。

○行政土木課長 資料の5ページを見ていただきたいと思います。ハード対策として、雨水貯留施設は願万地地区に二つ整備しましたが、それだけではなく、まず、馬洗川の河川断面を確保するために、国交省のほうで河川の掘削や樹木の伐採をしていただいております。あわせて、国交省のほうでは畠敷緊急内水排水機場のポンプ増強や燃料タンクの増設等も行っていました。県のほうでは、畠敷地区の大谷川の改良をしていただいております。これは、河川側の水位が高くなって、大谷川から流れ出る排水にバックウォーターがかかり、畠敷地区で大谷川から溢水する状況をなくすため、堤防を高くする工事を行っていただいたものです。

あわせて、市のほうでも畠敷救急内水排水機場のポンプ増強に伴って、その水路も整備しております。これらのハード対策としては、国・県・市等で6項目ありますが、6項目を全部行った上で、畠敷・願万地地区の床上浸水防止対策としていますので、決して願万地地区だけの対策ではなく、畠敷もあわせて対策を行ったという状況でございます。

○宍戸委員長 よろしいですか。はい。そのほかございますか。國重委員。

○國重委員 はい。私は、三次の事業ということで雨水貯留施設整備工事について、今回非常に大きな工事を2か所でされているのですが、これは基本的には当然、水が入ってきて、それを一時的にためて、それから放出するということですが、この点検というものはされているのかお伺いしたいと思います。

○宍戸委員長 行政土木課長。

○行政土木課長 はい。雨水貯留施設の点検については、まず権現川貯留施設については、先ほど部長が説明しましたとおり、排水がフラップゲートになっております。要するに権現川貯留施設の中に水がたまり、権現川の水位が下がった状態の時には自然に排水するようになっておりますので、日常の管理というのは必要ないのですが、キリリパークの五龍川のほうについては、排水はポンプによる強制排水になっておりますので、ポンプについては毎年点検を行っている状況です。

○宍戸委員長 はい。よろしいですか。はい。そのほかございますか。月橋副委員長。

○月橋副委員長 はい。これ、令和5年に全日本建設技術協会の全建賞を取られているのですよね。あまり大きく評価されたことが皆さんに知られていなかったかもしれないのですが、どういう評価だったのかなと思って。早くできたとか、いろいろあったのだと思うのですが、どういう評価をしてもらったのかということと、もう今回、国と県と市と協力体制ができたと思うのですが、今後ですよね、今後の対策というか、どういうことをされるのかということをお伺いします。

○宍戸委員長 賀谷土木技術担当課長。

○賀谷土木技術担当課長 今ご質問のありました全建賞と言われる賞をいただいたのですが、こちらにつきましては、国と県と市、この畠敷・願万地地区の平成30年災害に対する対応というところの評価、要は国と県と市が連携して、この地区の排水対策を様々なところで管理者としてやっていったというところを評価していただいたものです。

この全建賞というのは、全国でいろいろ取り組んでいる公共施設や道路、橋の整備、こういう河川関係の事業など、それぞれの事業ごとに各団体が行っている事業を評価していただき、その中でも特に優秀な取り組みであったというものを評価していただく賞です。この畠敷で行いました排水対策事業というのは、全国的にも、今「流域治水」という言葉が広まっていますけれども、その良い取組として評価をいただいたのかなと考えております。

今、この畠敷以外のところでの取り組みでいきますと、江の川の上流域、栗屋からさらに上流、安芸高田市、北広島町までを含めて、江の川上流域につきましては、流域水害対策計画、もっと言えば「特定都市河川」に指定されまして、流域水害対策計画というものを立案して取組を進めているところでございます。以上です。

○宍戸委員長 月橋副委員長。

○月橋副委員長 はい。そうなんですよ、特定都市河川に。たぶん全国でもそんなに多くなかったと思うんですよ。何本かというところだったと思うのですが、もうちょっと詳しく、これになったことによってどのような対策ができるのか、お伺いします。以上です。

○宍戸委員長 賀谷土木技術担当課長。

○賀谷土木技術担当課長 特定都市河川につきましては、実は昔からその制度自体はありました。ただ、法律が変わって、もともとは都市部の河川というものがまず対象とされていたのですが、近年の激甚化する災害等も踏まえまして、その対象となる河川の枠が広がりました。法改正があった後で特定都市河川に指定されたのが、この江の川上流域が全国で2例目という形でございます。

この特定都市河川に指定されることで、どういうことがあるかといいますと、先ほど少し説明し

ましたように、流域の中で流域水害対策計画を立案することによって、流域治水を進められる環境が整うということがあります。あとは、開発行為に対する規制もかかってきます。例えば資料でいくと7ページ、畠敷のところで土地利用規制というものもかけていますけれども、こういった類いの、特に開発行為に関する対策として、一定規模の開発をする場合には届出をしなければならないなどの法的な規制もかかってくるというところがございます。

○宍戸委員長 よろしいですか。そのほかありますか。藤岡委員。

○藤岡委員 はい。今回の排水対策事業の調査ということでは、畠敷・願万地地区の例をご紹介いただきました。そのほかの地域についてですが、三次市内には畠敷・願万地地区以外にも内水対策が必要な地域があるかと思います。三次市の建設部土木課のホームページを見ますと、そのほかの地区における排水対策という資料も掲載していただいております。その中に、平成30年7月豪雨における浸水状況を調査した上で、そのほかの地区における排水対策についても引き続き検討していくという記載がございます。

排水対策事業として、本市のそのほかの地区における内水対策について、まずどういった地域が今後必要と考えられているのか、答えられる範囲で教えていただければと思います。

○宍戸委員長 行政土木課長。

○行政土木課長 はい。従前から、例えば十日市町地区でも排水の改良が必要ということで、十日市地区の排水路の改良事業、これは完了しましたけれども、そういったところの対応をしてみました。また、十日市南地区についても、排水の対策が必要だろうということで、昨年度、どういった対応ができるかという調査をしたところです。

全体のことについては建設部ではなく、危機管理監のほうが所管しておりまして、全体の中でどういった取組ができるかということは、部署間も含めて一緒になって検討しておりますし、必要があると考えています。あわせて、市だけの話ではなく、栗屋上流だけの話でもなく、流域治水の取り組みということで、国、県、市の中でも部署間が一緒になって、さらに地域でも、田んぼダムなどいろいろな取り組みによって流出を抑制するということを含めて、一緒になって検討する必要があると考えています。

○宍戸委員長 藤岡委員。

○藤岡委員 今、排水対策事業については全体のところは危機管理監が所管で、建設部としてはハード面が中心になるのだらうと思います。今、各部署と連携しているという説明をいただいたのですが、下水道課が所管している雨水管理総合計画策定の三次処理区部分の業務が、今年度繰越しとなっております。これは浸水対策に生かしていくお考えがあるのか、また下水道課との連携はどのようなになっているのか、はつきりお聞きしたいと思います。

○宍戸委員長 はい。濱口建設部長。

○濱口建設部長 はい。下水道課のほうで今、事業を進めております雨水管理総合計画については、ご紹介いただきましたように、繰越しをさせていただいて、今年度、雨水計画について作るように準備をしているところございまして、できるだけ早い時期に議会のほうにもお示しをさせていただこうと思っております。

その内容につきましては、範囲が、下水道の管理する、基本的には汚水の処理区域と雨水の計画区域が同じになりますので、その範囲の中で進めております。市内全域ということではなく、三次処理区のところの、ちょうど畠敷とか、そういったところにかかる部分についての計画となっております。そういったものを今作っているところでございまして、できるだけ早い時期にお示ししたいと思っております。

○宍戸委員長 藤岡委員。

○藤岡委員 はい。今回の調査ということで、畠敷・願万地地区だけではなく、そのほかも含めて内水対策事業をさせていただければと思います。先ほど説明いただいた中で、危機管理監を含めて様々な部署との連携をしていく、また特定都市河川については、国のほうにも、国・県・市一体となって流域治水対策をしていくということも、要望として上げられていると伺っております。

その上で、改めて、例えば先ほどの土木課のホームページを見ると、今後の対策が必要な場所としては、三次町の寺戸地区であったり、栗屋町の荒瀬地区などが挙げられている中で、現在として、ハード面も含めて関係部署でどのような協議が行われているのか、把握されているのかを教えてくださいたいと思います。建設部を交えて、連携会議がどのように行われているのかをお聞かせください。

○宍戸委員長 はい。行政土木課長。

○行政土木課長 はい。建設部だけではないのですが、危機管理監も一緒になって、排水対策としてどのようなことができるか、また下水道課も含めて、どのような事業でどのようなことができるかというのは協議をしているところです。あわせて、国なども含めては、国交省等の関係機関のところで、江の川の排水対策について協議する場を持っているところでございます。

土木課としては、例えば流域治水の取組をもっと進めてほしいということで、国交省等に要望させていただいております。あわせて、江の川上流河川改修促進期成同盟会という組織もありまして、そちらのほうでも、国に対して、江の川の堤防の整備、それから流域治水の取り組みの推進、さらに国が管理するところだけでなく、県が管理する河川に対する予算の確保についても要望しているところでございます。

○宍戸委員長 はい。分かりました。そのほかございますか。片岡委員。

○片岡委員 はい。今回出していただいた資料の中で、ソフト対策というのがあります。土地利用の規制についてちょっと伺いたいのですが、この地域は一体を抱える地域として指定されていると思うのですが、この中で住宅の浸水に対すること、建築行為に関する対策と、もう一つ、開発行為に関する対策というのがあります。建築については分かるのですが、この開発行為というのは具体的にどんな行為になるのか、教えてもらえればと思います。

○宍戸委員長 はい。熊谷都市建築課長。

○熊谷都市建築課長 はい。この区域ですが、資料の7ページをご覧ください。この左下の図面に青い区域がありますが、これが畠敷・願万地地区に集水する区域で、山の部分を除いた将来宅地化が見込まれる地域、約20ヘクタールあるのですが、ここを開発行為の届出区域としております。

この区域で1,000平方メートル以上の開発行為をする場合は、雨水流出抑制施設の設置を義務化

しております。これは具体的には、浸透枳の設置を想定しております。あわせて三次市としても、雨水浸透枳の設置や、浄化槽を廃止した場合にそれを貯留槽として利用する場合の補助についても、条例や補助金制度によって浸水対策のソフト対策として進めております。

この1,000平方メートルという基準を設定した理由ですが、三次市の都市計画区域が市街化調整区域を持たない非線引き区域になっておりまして、開発許可の対象は3,000平方メートル以上となっています。しかし、それより小さい、いわゆるミニ開発を想定し、他市の市街化区域における開発行為の基準も参考にして、三次市では1,000平方メートル以上の開発行為に対して届出を必要とするよう義務化しております。

実績件数ですが、令和3年10月施行後、5月末までの届出件数は、開発行為に関する届出が17件、建築行為の届出が25件、雨水流出抑制施設の補助金申請が3件ありました。以上です。

○宍戸委員長 賀谷土木技術担当課長。

○賀谷土木技術担当課長 今回の都市建築課長の説明に1点補足させてください。住宅の浸水対策のほうは、床上浸水しないように居室の床の高さをそこまで上げていただく、それを義務化することで床上浸水をなくすという対策でございます。

開発行為に関する浸水対策というのは、もともと田んぼや畑があったところを宅地化する、要はアスファルトなどで覆ってしまうので、今まで地中に浸透していた水が表面を流れて水路に出やすくなります。ある程度広いところを開発すると、そこで今まで地中に入っていた水が水路に出てしまうこととなりますので、その地域の水路に流れ出る水が増えてしまいます。そこで、それをそのエリアから出すのを抑制する、つまり出てくる水を減らす対策として、一定規模の開発行為をする場合には一旦貯留してゆっくり出してもらうというような雨水流出抑制施設の設置を義務化することで、宅地開発されても外へ出てくる水が増えないようにするというものになっております。以上です。

○宍戸委員長 はい。片岡委員。

○片岡委員 はい。今おっしゃっていただいた開発行為というのが造成などの行為になるのかと思うのですが、この施設のイメージのところに「不要浄化槽を貯留槽として利用」と書いてあるので、開発行為とは別の話のようにも見えて少し混乱したところがありました。開発行為というのは造成以外にはないということですか。もともとあるところを整備したものも開発行為になるのか、その辺りはどうですか。

○宍戸委員長 熊谷都市建築課長。

○熊谷都市建築課長 はい。開発行為に対するものは新たに宅地化されるところを想定しているものです。一方で、浄化槽の雨水利用については、既設の住宅が下水道に接続する際、これまで設置していた浄化槽が不要になりますので、その不要となった浄化槽を雨水貯留として再利用してもらいたいという趣旨で、補助金の対象にしております。以上です。

○宍戸委員長 よろしいですか。はい。そのほかございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、以上で建設部の所管事務調査を終了いたします。建設部の皆さん、ありがと

うございました。

以上で産業建設常任委員会の閉会といたします。皆様、ご苦労さまでした。

午前 11 時 45 分 終了

三次市議会委員会条例第 28 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

令和 8 年 6 月 19 日

産業建設常任委員会

委員長 穴戸 稔